

大野城市公共サービスDOCK事業（第3回）会議録

- 日 時 平成20年4月11日(金) 午前10時～
- 場 所 大野城市役所本館4階全員協議会室
- 出席者 委員：7名 明石委員長、佐々木副委員長、岩永委員、斧田委員、
中田委員、松本委員、原委員
事務局：11名 藤田企画政策部長、見城自治経営推進課長、藤野財政課長、毛利企画調整係長、堀行政経営係長、三池IT政策係長、辻塚財政係長、原、原田、山崎、橋元

1. 開 会（委員長あいさつ）

○明石委員長

- ・ それでは、第3回公共サービス改革委員会をこれより開催します。
- ・ 本日は、年度当初でありますので、まず私の方から一言ご挨拶させていただき、その後、議事に入りたいと思います。
- ・ 4月は、旧年度の締めくくりと、新年度のスタートであることから、何かと慌ただしい時期ではありますが、新年度をどういう年度にしていくのか、想いを新たにしていって、課題に取り組んでいく時期でもあります。
- ・ 日本及び世界の状況を考えますと、原油高及びそれに伴う資源の高騰、サブプライム問題によるアメリカ経済の先行き不透明感の増大等、日本経済及び地方公共団体を取り巻く厳しい状況は、今年度も変わらないのではないかと思います。
- ・ こういった中で、限られた行政資源をどう上手く配分して、最も効果的で市民満足度を高める仕事をしていくかということが、地方公共団体に課せられた大きな課題であります。
- ・ 大野城市においては、公共サービスDOCK事業を導入する等、行政の効率化や行政改革にいち早く取り組んでいます。地方公共団体が置かれている立場を勘案しますと、これからこの取り組みを更に推し進めて、職員及び住民への周知を図っていく必要があると思います。
- ・ 「新しい公共」という言葉が使われるようになって久しいですが、複雑化し、多様化している現在の行政ニーズに、お役所だけで対応できる時代は終わっており、今後は、本日の議題にも挙がっております指定管理者やPFI等の、新しい仕掛けを利用しながら、企業やNPO、個々の住民と行政が、いかに行政サービスを担っていくのかという、公民の役割分担が大きな課題になってきております。
- ・ この様な中で、公共サービス改革委員会の審議を通して、「市がやるべき行政サービスは何なのか」、「企業、NPO、個々の住民等、民間に任せの方が良い行政サービス

スは何なのか」ということを明らかにし、限られた行政資源を活用して、最大の効果を引き出す仕事のやり方を組み立てていく上で、委員の皆様の忌憚のないご意見は、大変貴重なものであると考えております。

- ・ 公共サービス改革委員会は、大野城市として、最適な行政の進め方、仕事の進め方の方向性を示していただける場になればと考えておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

2. 委員会の進行について

○堀行政経営係長

- ・ それでは、本日の委員会の進行についてご説明申し上げます。
- ・ はじめに、事前に郵送で配布しております【資料】「公共サービス改革委員会について」及び【資料】「公共サービス改革委員会開催スケジュール」を使用して、公共サービス改革委員会の所掌及びスケジュールについてご説明します。
- ・ 次に、【資料】「大野城市指定管理者選定ガイドライン」を使用して、今年度実施いたします指定管理者の選定方法及び公共サービス改革委員会（民間活用のあり方診断部会）の役割についてご説明いたします。
- ・ 最後に、公共サービスにおける民間活用のあり方について、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

3. 公共サービス改革委員会の所掌及びスケジュールについて

○見城自治経営推進課長

- ・ それでは、公共サービス改革委員会の所掌及びスケジュールについて説明いたします。
- ・ 【資料】「公共サービス改革委員会について」にありますように、公共サービス改革委員会の下に、フルコスト計算書診断部会及び民間活用のあり方診断部会という作業部会を設置したいと考えております。
- ・ フルコスト計算書診断部会では、大野城市が平成 15 年度より実施しておりますフルコスト計算書のヒアリングを所掌します。
- ・ なお、フルコスト計算書診断部会につきましては、各種団体の代表者、公募市民、公共サービス改革委員（コンサルタント及び公募選出委員）、市職員で構成したいと考えております。
- ・ 民間活用のあり方診断部会では、指定管理者、民間委託業務、補助金による協働業務のサービス内容のチェックを所掌します。
- ・ 民間活用のあり方診断部会につきましては、公募市民、公共サービス改革委員（コンサルタント及び企業経営者）、市職員で構成したいと考えております。
- ・ 民間活用のあり方診断部会の公募市民につきましては、施設利用者の中から、モニ

ターの様な形で選定したいと考えております。

- ・ 次に、公共サービス改革委員会及び各部会の開催スケジュールについて説明いたします。
- ・ 公共サービス改革委員会につきましては、概ね6回の開催を予定しています。
- ・ フルコスト計算書診断部会につきましては、7月にヒアリング、10月に評価結果報告を行う予定としております。
- ・ 民間活用のあり方診断部会につきましては、6月に指定管理者のサービス内容チェック、10月に指定管理者の選定、1月に補助金のサービス内容チェックを行う予定としております。

【質疑応答】

○松本委員

- ・ フルコスト計算書診断におけるヒアリングの日程は、どうなるのですか。

○見城自治経営推進課長

- ・ 通常フルコスト計算書のヒアリングは、2週間程度行っておりますが、今年度につきましては、診断サイクルを5年から3年へ短縮すること、委員の皆様が新しく就任されることから、通常より長めに設定したいと考えております。
- ・ なお、委員の皆様は、午前午後で交替して頂く方法で行いたいと考えております。

4. 指定管理者の選定について

○橋元行政経営担当

- ・ それでは、指定管理者の選定方法及び公共サービス改革委員会（民間活用のあり方診断部会）の役割について説明します。
- ・ はじめに指定管理者制度の概要についてご説明します。指定管理者制度とは、公の施設の管理に民間の能力を活用することで、住民サービスの質の向上及行政コストの縮減を図ることを目的に、NPO団体、民間事業者等を含めた地方公共団体が指定する法人その他の団体に、施設の管理運営を任せる制度となっています。
- ・ つまり、指定管理者制度の導入により、公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人（1/2以上出資等）に限定されていた受託主体の範囲が、大きく広がったということでもあります。
- ・ これを受け、大野城市におきましても、68の公の施設に対し、指定管理者制度を平成18年4月より導入しております。
- ・ 現在の指定管理者の指定期間が、大野城まどかぴあを除くすべての施設で今年度末に切れるため、公共サービス改革委員会（民間活用のあり方診断部会）で、指定管理者のサービス内容チェック及び次回指定管理者の選定を行いたいと考えております。
- ・ 指定管理者の指定につきましては、①準備期間の不足、②多くの施設での特命によ

る従前団体の指定、③透明性の不足といった前回の反省を踏まえ、指定管理者の選定及びサービス内容のチェック方法を定めた指定管理者選定ガイドラインを作成しております。

- ・ 指定管理者選定ガイドラインでは、誰でも簡単に指定管理者のサービス内容をチェックできるよう、別添 2 の「事業報告書」を、統一的な様式として定めております。
- ・ また、指定管理者のサービス内容につきましては、別添 3 の「施設の管理運営に関する評価シート」を利用して、施設所管課による一次評価、公共サービス改革委員会（民間活用のあり方診断部会）による二次評価を行うこととしております。
- ・ 公共サービス改革委員会（民間活用のあり方診断部会）の皆様には、これらの調書をチェックして頂き、ご意見を賜りたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。
- ・ なお、別添 2 の「事業報告書」及び別添 3 の「施設の管理運営に関する評価シート」の内容につきましては、市のホームページ等に公開する予定としております。

【質疑応答】

○中田委員

- ・ ガイドラインの中に、指定管理者を導入している施設の名称のみが記載されていますが、もっと詳細な資料はあるのですか。
- ・ また、導入して 2 年ほど経過していますが、現在の指定管理者のサービスについての評価はどうですか。

○橋元行政経営担当

- ・ 施設規模、業務内容、指定管理者名等、詳細な資料はございます。それにつきましては、今後の委員会等の資料としてご用意させて頂きたいと思っております。
- ・ 現在は、指定管理者のサービスのチェックについては、施設所管課が個々に行うこととしているため、行革部門である自治経営推進課が把握するまでに至っておりません。
- ・ 今後は、ガイドラインに定めている事業報告書及び施設の管理運営に関する評価シートを、自治経営推進課が一元的に管理し、その情報を第三者に公開することで、透明性の確保及び事業改善に繋げていきたいと考えております。

○中田委員

- ・ より良い施設運営をするには、指定管理者の赤字ではできませんからね。安いからといって、肝心のサービスが悪くなれば、何にもなりませんよね。

○見城自治経営推進課長

- ・ 市としても、ご指摘のとおりだと考えておりますので、ガイドラインに即した形で指定管理者のチェックを行い、市民満足度を上げるために必要なものは何なのか(やり方の改善か、事業内容の見直しなのか等)を明らかにしていきたいと考えております。

○原委員

- ・ 指定管理者への交付金の残が出た場合、市に返還されるのですか。

○見城自治経営推進課長

- ・ 指定管理者制度では、協定書の内容を履行して交付金に残が出た場合、それは指定管理者の利益となります。逆に、交付金が不足した場合にはつきましても、それは指定管理者の損失となり、市の負担は発生しません。

○松本委員

- ・ 前回公募した施設は2施設ということですが、何社ぐらい応募がきたのですか？また、どのような方法で選定を行ったのですか。

○見城自治経営推進課長

- ・ 2施設の内、1つは、ファミリー交流センターです。これには、3団体から応募がありました。
- ・ もう1施設は、大野城いこいの森（キャンプ場）です。これには、9団体から応募がありました。
- ・ なお、選定につきましては、あらかじめ選定委員会で選定基準を設定し、それに基づいて選定を行っております。

○岩永委員

- ・ ガイドラインの選定基準に、「市民にメリットがある（地域に貢献する）サービスの向上を図れる能力を有していること」とありますが、それは、別添3「施設の管理運営に関する評価シート」の施設サービス内容の項目を指しているのですか。

○橋元行政経営担当

- ・ 公費を投入して建設した公の施設を運営する指定管理者は、単にサービスを提供するだけでなく、市民及び地域にメリットのあることを何かやって貰いたいという観点から、別添3「施設の管理運営に関する評価シート」の施設サービス内容の項目に、「地域協働」という評価の視点を設定しております。

○岩永委員

- ・ 「地域協働」の配点は、200満点中10点ですが、これで市が狙っている効果が得られますか。

○橋元行政経営担当

- ・ 評価シートの配点につきましては、市とコンサルタントである富士通総研が協議を行って決定しておりますが、この内容で決定している訳ではありません。今後の委員会の中で、実際に評価していく上で、最良の方法及び配点を検討していきたいと考えております。

○見城自治経営推進課長

- ・ 指定管理者の評価に地域協働の視点を加えている理由は、指定管理者が公の施設を利用して、利益を上げることに比重が偏りすぎることに對しての懸念があります。

- ・ 市としましては、公の施設は、市民及び地域にとってメリットがあるものでなくてはならないと考えております。

5. 公共サービスにおける民間活用のあり方について（自由討論）

○斧田委員

- ・ ガイドラインに即して、様々な視点から評価を行うこととなっておりますが、サービスが従前より向上し、かつ、大きな利益を上げている指定管理者の場合、指定管理者の頑張りによるものなのか、または、従前の管理団体の運営が悪かったからなのかの見極めが難しいのではないかとと思いますが、どう考えていますか。

○見城自治経営推進課長

- ・ ご指摘のとおり、大変難しいと考えております。しかし、指定管理者を評価する上で、非常に重要なことですので、委員の皆様のご意見を伺いながら、見極めていきたいと考えております。
- ・ また、指定管理者の評価を行う上で、評価調書だけでは分かりにくいと思われる場合は、施設の現地調査を実施することも一つの方法ではないかと考えております。

○中田委員

- ・ 九州国立博物館の入場者数が当初予測を大きく上回った例でも分かるように、施設の潜在能力を測ることは大変難しいと思います。
- ・ また、指定管理者制度は、民間企業及びNPO等様々の受託形態がありますが、企業やNPO法人では、社会的な存在意義が違います。施設に特性や分野に併せて、指定管理者を選定する必要があるのではないかとと思います。

○松本委員

- ・ 大野城市は、民間活用を推進してきたとの事ですが、将来的には政策立案のみを直営とし、施設管理等他の業務については、すべて外部委託を進めていくということですか。

○見城自治経営推進課長

- ・ 大野城市の場合、すでに多くの業務を民間委託しておりますが、政策立案以外のすべてを無条件に外部委託にしていく訳ではありません。
- ・ 本来市がやるべき業務及びスキルを持ち合わせていなければならない業務は直営で、民間活用をした方が効率的で、かつ、公共性の担保ができる業務については、外部委託を行うスタンスで行きたいと考えております。

○明石委員長

- ・ 市の仕事をコンサルタント等への外部委託を推進しすぎたが故に、市職員のノウハウやスキルが低下してしまう「プロキシガバメント」といった言葉があります。
- ・ 市がやるべき仕事は、政策立案だけでなく、現実に地域に入って実情を肌身に感じなければならぬ業務もあります。

- ・ どこまでが公の役割で、どの部分を民に任すのか、公共の視点からしっかりとした仕切りをしていく必要があると思います。

○見城自治経営推進課長

- ・ 先程お話しした各部会では、フルコスト計算書診断部会が直営で行っている業務、民間活用のあり方診断部会が民に任している業務を評価して頂くこととなります。
- ・ 「これは直営ではなく民間で」とか、「この業務は市が責任を持ってやるべき」といった形でそれぞれの部会でやり取りした意見を集約することで、より完全な業務仕分けができると考えております。

○松本委員

- ・ 指定管理者の施設で、何かトラブルがあった場合、市としての責任はどうなるのですか。

○見城自治経営推進課長

- ・ 施設管理を指定管理者に任せているとはいえ、市が施設の設置者である限り、市の責任は免れるものではありません。

○藤田企画政策部長

- ・ 指定管理者制度では、利用料金制の採用及び施設の利用許可は指定管理者に認められていますが、公の施設の設置者としての責任は市にあると規定されています。よって、どのような場合でも市の責任は問われることとなります。

○松本委員

- ・ 新聞報道等でごみ収集業務の問題を見かけますが、大野城市の場合、どのような形態で実施していますか。

○見城自治経営推進課長

- ・ 大野城市の場合、ごみの収集業務は民間委託で実施しています。
- ・ なお、ごみの収集につきましては、毎日継続的に発生する業務であることから、安定的に受託先を確保する必要があります。
- ・ よって、委託業者の選定については、通常の委託業務で行われる指名競争入札ではなく、廃棄物処理法に定められている委託基準を満たした各業者と、市のエリアを3つに分けた上で随意契約を行う形で運営しております。

○佐々木副委員長

- ・ 仕事柄、公民の役割分担について、いろいろな自治体でお話を伺う機会がありますが、子育てや福祉分野については、民間に任せるではなく、市が直営でやって欲しいという市民の意見が多いとよく聞きます。
- ・ 「やはりこれは、市が主導権を持って行って欲しい」と思われる業務が、委員の方々にもあるかご意見を伺いたいのですが。

○中田委員

- ・ 市が直営でやって欲しい業務かどうかというのは、子育て、福祉分野といった大き

な括りでは判断できないのではないのでしょうか。もっと、小さな括りで、具体的な事業内容を理解しなければ判断できないと思います。

○明石委員長

- ・ 公民の役割分担については、先程見城課長のお話にあったように、公共サービス改革委員会の各部会での意見を集約することで、収れんされていくと思います。
- ・ これからの公の役割は、政策立案と、行政サービスにおける公共性の担保になります。
- ・ 公共性が担保できるかどうかの判断は、中田委員のご意見のとおり、業務の具体的な内容が分からなければ判断しにくいかなと思います。

○原委員

- ・ 指定管理者を導入している施設にデイサービスセンターがありますが、デイサービスについては、すでに多くの民間が参入しています。
- ・ この様な状況の中で、市が直営でデイサービスを運営しなければならない理由があるのですか。

○見城自治経営推進課長

- ・ 大野城市では、介護保険制度が始まる前からデイサービスに取り組んでおります。
- ・ 介護保険制度が始まる前は、採算及び人材の問題から、民間の参入は現在のようになかったことから、デイサービス業務については、悠生園との協働事業として当初取り組みました。
- ・ その後、介護保険等による制度の充実により、運営経費と同程度の利用料金が見込まれるようになり、デイサービスセンターについては、指定管理者への交付金は発生していないことから、現状のやり方をこれからも維持していくことになると思います。

○斧田委員

- ・ 施設所管課は、施設の現地確認等を行っているのですか。

○見城自治経営推進課長

- ・ 従前の管理委託から指定管理者に移行した施設への現地調査等は頻繁に行っておりますが、公募で選定された指定管理者の施設に対しては、事業報告のみで終わっていると思われれます。
- ・ しかしながら、今後は事業報告書及び施設の運営に関する評価シートの内容について、施設所管課よりヒアリングすることから、施設所管課による内容チェックが充実すると思います。

○佐々木副委員長

- ・ 民間では、サービス内容をチェックするため、覆面調査を行っていますが、そのような取り組みを行う考えはありますか。

○見城自治経営推進課長

- ・ 覆面調査等は実施する考えはありませんが、内容把握のため、施設利用者に対するアンケート調査は実施することとしておりますので、それである程度対応できるのではないかと考えております。

○松本委員

- ・ コミュニティセンターへの業務の移管等は行われているのですか。

○見城自治経営推進課長

- ・ 市の仕事をコミュニティセンターへ移行した業務等は、今のところありません。
- ・ しかしながら、現在策定に向け進めているコミュニティ構想では、行政内分権の中核として、コミュニティセンターを地域行政センターと位置づけていることから、市本庁と同様の業務を実施するのではなく、市民に身近な行政サービスの提供を、コミュニティセンターで行うような仕組みづくりを目指しています。

6. 閉 会

○藤田企画政策部長

- ・ 公共サービスDOCK事業の多面的な行政評価を実施することにより、公共サービスの選択と集中を行い、限られた行政資源をフル活用して、多様な市民ニーズに対応してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。